

船舶事故調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月9日 08時30分ごろ
発生場所	北海道苫小牧港第4区 苫小牧港東港地区東防波堤灯台から真方位096°4海里（M）付近 （概位 北緯42°34.4′ 東経141°51.7′）
事故の概要	漁船第三十六蒼龍丸は、漂泊して揚網準備中、また、漁船第二大喜丸は、北北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年10月19日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十六蒼龍丸、4.96トン HK3-82846（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第二大喜丸、4.9トン HK3-126345（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に亀裂 B 船首部外板に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視程 約5M 海象：波向 北、波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、‘苫小牧港第4区の漁場’（以下「本件漁場」という。）で、船首を南南東方に向けて漂泊し、ししやもこぎ網漁の揚網準備を行っていた。 船長Aは、右舷船首方200～300mに認めたB船が付近で操業するか、何か用があって接近するのかなどと思い、揚網準備を続けていたところ、ふと右舷方を見て間近に接近したB船を認め、自船に気付いていない様子だったので、大声を出し、急いで全速力前進としたが、A船の右舷船尾部とB船の右舷船首部とが衝突するのを見た。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、本件漁場でししやもこぎ網漁を行い、漁場移動の目的で、約10ノットの対地速力で手動操舵により北北東進中、船長Bが、目視により船首方にA船を認めていたが、左舷側を併走する僚船に注意を向けていたところ、A船まで至近となっていることに気づき、急いで左舵を取って機関を後進に操作したものの、A船と衝突した。
分析	A船は、本件漁場において漂泊して揚網準備中、船長Aが、右舷船

	<p>首方に認めたB船が付近で操業するか、何か用があって接近するののか と思い、B船に対する見張りを適切に行わずに揚網準備を続けたこと から、B船が間近に接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突 したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件漁場において北北東進中、船長Bが、目視により船首 方にA船を認めていたものの、左舷側を併走する僚船に注意を向け、 A船に対する見張りを適切に行わずに航行したことから、A船まで至 近となっていることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えら れる。</p>
原因	<p>本事故は、本件漁場において、A船が漂泊して揚網準備中、B船が 北北東進中、船長AがB船に対する見張りを適切に行わずに揚網準備 を続け、また、船長BがA船に対する見張りを適切に行わずに航行し たため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は元より、漂泊中においても、接近する他船に対し、継続 的な見張りを行うこと。